

令和 8 年 2 月

令和 7 年司法試験に関するアンケート調査結果に関する報告書

法科大学院協会司法試験等検討委員会

1. まえおき

法科大学院協会司法試験等検討委員会は、令和 7 年 7 月に行われた司法試験について、すべての法科大学院を対象としてアンケート調査を行い、会員校全 35 校から回答を得た。多忙の中、ご協力いただいた責任者・担当者の方々に厚く御礼申し上げたい。

調査は、これまでと同様、法科大学院教員の立場からみて、各科目の試験内容を適切と評価するかどうかを尋ね、その理由の記載を求めるとともに、末尾に試験全体につき意見を記載してもらう形式で実施した。出題趣旨・最低ライン点の設定について、という例年どおりの設問に加えて、短答式試験の有無が、当該科目の教育のあり方及び論文式試験のあり方に対する影響についても意見を募った。

この報告書は、回答集計と付記された理由・意見を取りまとめたものを各委員に送って関係分野についての評価を依頼し、その結果を報告書案にまとめて全委員に回覧した上で作成したものである。

会員校のうち回答を寄せていただいた割合は、短答式全体で平均 86.7% (昨年度は 69.8%、一昨年度は 72.2%)、論文式試験必須科目全体で平均 82.0% (昨年度は 85.7%、一昨年度は 76.6%)、論文式試験選択科目については平均 46.1% (昨年度は 49.6%、一昨年度は 42.7%) となっている。回答校において、事務室等を中心に各科目のとりまとめを行っていただいた。関係各位のご協力に改めて感謝申し上げる。

会員各校には、毎年、本アンケートへの対応にあたって多大なご負担をおかけしている。しかし、法科大学院制度が大きな転換点を迎える現状において、司法試験の動向を注視することは法科大学院にとって極めて重要なことである。その関連において本アンケートは重要な意義を有するところ、本アンケートの価値及び信頼性を維持するために、今後も引き続きご協力をお願いしたい。

回答内容全体を概観すると、「適切」「どちらかといえば適切」とする積極的評価の割合は、短答式試験については 69.0%、論文式試験については、必須科目が 91.0%、選択科目が 84.5% である。昨年・一昨年の数値は、短答式試験が 89.0%・94.9%、論文式必須科目が 89.5%・90.2%、論文式試験選択科目が 80.6%・78.9% であった。後述の理由から短答式試験の評価の低下が見られるものの、試験問題に対する積極的評価は、全体としては高い水準で安定しているといってよい。

分野ごとの評価をみると、短答式における積極的評価の割合は、民法が 93.5%と、昨年に引き続き高水準であったのに対して、刑法が 77.4%と、昨年の 96.8%より大きく低下したことが目を引く。また、憲法は、昨年の 70.4%に続いて、今年も 69.0%であった。一般的には、当該科目内の全分野にわたって出題がなされていること、条文と判例に関する基本的かつ正確な理解を問うものであったこと、求められる知識レベルが適切であること、といった点が好意的な評価の理由として挙げられるため、本年の憲法に関してはそれらと異なる受け止め方が多かったものと考えられる。

論文式必須科目においても、積極的評価が多数であることは例年どおりだが、憲法と民事訴訟法の評価がとりわけ高かった（100.0%、96.2%）。これらの科目に限らず、積極的評価の中で寄せられた意見の多くは、当該科目及び出題された論点について、受験者の基本的な理解を試すものであったことを指摘している。在学中受験の導入により、受験までの実質的な学習期間が短縮されたことから、特段のひねりを加えないオーソドックスな出題がなされることへの要請はこれまでと同様かそれ以上に高まっているものと考えられる。これに対して、いずれの科目においても、論点が難解である場合や分量が多い場合などに、やや厳しめの評価となる傾向がみられる。本年は、行政法と民法が、例年に比べてやや低めの評価となった。

論文式選択科目は、全体としては積極的評価が 84.5%（昨年は 80.6%）であった。在学中受験に伴い準備期間が限定される中で、基礎的な出題への要請はとりわけ高いものと思われるが、その観点からも概ね好意的な評価を得たといえる。

出題趣旨については、いずれの科目でも、詳細かつ丁寧な解説がなされている点に肯定的な意見が多く寄せられた。出題趣旨は、受験生にとっての学修の指針となるだけでなく、法科大学院教育においても大いに参考にすべきものともなる。注目度が高いゆえに、各科目の内容についての具体的な意見が寄せられるなかで、個別の設問の趣旨に対する疑義を述べる意見や、さらに踏み込んで採点方針をより詳細に明らかにすることを期待する意見がみられた。出題趣旨の内容や書きぶりについては、引き続きの精査を期待したい。

最低ライン点の設定については、複数の会員校に共通するような、特筆すべき意見は見られなかった。

本年は、短答式試験の実施の有無が、当該科目の教育及び司法試験の在り方に及ぼす影響等についての意見を募った。短答式試験は基礎知識の定着や網羅的な学習に有益だという肯定的な評価が多くみられる一方で、出題の難化が受験生の負担を増やし暗記に偏った学習に誘導するおそれがあるとの指摘があった。また、現在短答式試験を実施している科目、平成 26 年を最後に廃止された科目、短答式試験が実施されない科目、それぞれの立場から、短答式試験及び論文式試験の意義・役割に関する意見が寄せられた。

CBT 化や在学中受験等の制度変更との関係で、当該科目の教育のあり方並びに司法試験のあり方を尋ねる質問に対しても、各科目の立場から多様な回答が寄せられた。2 年次に多くの科目が配当されるようになったために、学生の負担が増していることや段階的学修が困難となることへの懸念が指摘されている。在学中受験及び在学中合格者が主流になりつつあることに伴い、教育内容及び学生の学修姿勢に生じる変化は、今後も注視する必要がある。

試験全体について及び司法試験のあり方についても各大学から様々な意見が寄せられた。詳細については回答付記意見を参照していただきたいが、令和 8 年からの実施が予定されている CBT 化については、拙速な導入に対する懸念や延期を求める意見が複数見られた。このほかにも、短答式試験の在り方、在学中受験との関係など、多様な意見が寄せられているので、回答付記意見を参考されたい。

本アンケートは現行司法試験が始まったときから継続して実施されているものであり、司法試験のあり方を考える際の基礎資料として重要であるのはもちろんのこと、法科大学院協会の HP 上で公開し、また、各種の催しなどでその内容を紹介するなどして、広く試験のあり方について考えてもらうための素材を提供するものもある。例年、日本弁護士連合会のシンポジウム（2026 年 2 月 21 日に開催予定）や法務省の司法試験検証担当検査委員会議においても本アンケートの内容が紹介されており、特に、後者では今後の試験のあり方について議論する際の材料として本アンケートの活用が期待されている。このようなパイプを通じて、本アンケートに寄せられた意見は、試験のあり方を検討する場で参考され、そこでの議論に反映されることをご理解いただきたい。今後も引き続き、本アンケートにご協力を願いとする所以である。併せて、法科大学院制度を中心とする法曹養成制度のあり方の再検討が進められている中で、政府の関連会議等において、本アンケート調査結果及び寄せられた意見等に十分な考慮を払われるよう要望したい。

※以下の記述中、無回答の割合を示すパーセンテージ表記は回答・無回答を含む総数を母数としたものであり、他のパーセンテージ表記は当該分野に係る無回答を除く数値を母数としたものである。

令和7年司法試験に関するアンケート

法科大学院協会司法試験等検討委員会

1. 大学名等

2. 短答式試験について

(1)憲法

- a. 適切である
- b. どちらかといえば適切である
- c. どちらともいえない
- d. どちらかといえば適切でない
- e. 適切でない

理由 ()

(2)民法

- a. 適切である
- b. どちらかといえば適切である
- c. どちらともいえない
- d. どちらかといえば適切でない
- e. 適切でない

理由 ()

(3)刑法

- a. 適切である
- b. どちらかといえば適切である
- c. どちらともいえない
- d. どちらかといえば適切でない
- e. 適切でない

理由 ()

3. 論文式試験について

(1)公法系

(ア)憲法

- a. 適切である
- b. どちらかといえば適切である
- c. どちらともいえない
- d. どちらかといえば適切でない
- e. 適切でない

理由 ()

本年度試験の出題趣旨・最低ライン点の設定についてご意見等ございましたらお書き下さい。

()

短答式試験の有無が、当該科目の教育のあり方及び論文式試験のあり方に対して与える影響について、ご意見をご記入ください。

()

C B T化や在学中受験などの制度変更が進行しています。当該科目の教育のあり方及び司法試験のあり方について、想定される変化や検討課題、その他ご意見をご記入ください。

()

(イ)行政法

- a. 適切である
- b. どちらかといえば適切である
- c. どちらともいえない
- d. どちらかといえば適切でない
- e. 適切でない

理由 ()

本年度試験の出題趣旨・最低ライン点の設定についてご意見等ございましたらお書き下さい。

()

短答式試験の有無が、当該科目の教育のあり方及び論文式試験のあり方に対して与える影響について、ご意見をご記入ください。

()

C B T化や在学中受験などの制度変更が進行しています。貴校における当該科目の教育のあり方及び司法試験のあり方について、想定される変化や検討課題、その他

ご意見をご記入ください。

(

)

(2)民事系

(ア)民法

- a. 適切である
- b. どちらかといえば適切である
- c. どちらともいえない
- d. どちらかといえば適切でない
- e. 適切でない

理由 (

)

本年度試験の出題趣旨・最低ライン点の設定についてご意見等ございましたら
お書き下さい。

(

)

短答式試験の有無が、当該科目の教育のあり方及び論文式試験のあり方に対して与
える影響について、ご意見をご記入ください。

(

)

C B T化や在学中受験などの制度変更が進行しています。貴校における当該科目の
教育のあり方及び司法試験のあり方について、想定される変化や検討課題、その他
ご意見をご記入ください。

(

)

(イ)商法

- a. 適切である
- b. どちらかといえば適切である
- c. どちらともいえない
- d. どちらかといえば適切でない
- e. 適切でない

理由 (

)

本年度試験の出題趣旨・最低ライン点の設定についてご意見等ございましたら
お書き下さい。

(

)

短答式試験の有無が、当該科目の教育のあり方及び論文式試験のあり方に対して与
える影響について、ご意見をご記入ください。

(

)

C B T化や在学中受験などの制度変更が進行しています。貴校における当該科目の
教育のあり方及び司法試験のあり方について、想定される変化や検討課題、その他
ご意見をご記入ください。

(

)

(ウ)民事訴訟法

- a. 適切である
- b. どちらかといえば適切である
- c. どちらともいえない
- d. どちらかといえば適切でない
- e. 適切でない

理由 (

)

本年度試験の出題趣旨・最低ライン点の設定についてご意見等ございましたら
お書き下さい。

(

)

短答式試験の有無が、当該科目の教育のあり方及び論文式試験のあり方に対して与
える影響について、ご意見をご記入ください。

(

)

C B T化や在学中受験などの制度変更が進行しています。貴校における当該科目の
教育のあり方及び司法試験のあり方について、想定される変化や検討課題、その他
ご意見をご記入ください。

(

)

(3)刑事系

(ア)刑法

- a. 適切である
- b. どちらかといえば適切である
- c. どちらともいえない

- a. どちらかといえば適切でない e. 適切でない

理由 ()

本年度試験の出題趣旨・最低ライン点の設定についてご意見等ございましたらお書き下さい。

()

短答式試験の有無が、当該科目の教育のあり方及び論文式試験のあり方に対して与える影響について、ご意見をご記入ください。

()

C B T化や在学中受験などの制度変更が進行しています。貴校における当該科目の教育のあり方及び司法試験のあり方について、想定される変化や検討課題、その他ご意見をご記入ください。

()

(イ) 刑事訴訟法

- a. 適切である b. どちらかといえば適切である c. どちらともいえない

- d. どちらかといえば適切でない e. 適切でない

理由 ()

本年度試験の出題趣旨・最低ライン点の設定についてご意見等ございましたらお書き下さい。

()

短答式試験の有無が、当該科目の教育のあり方及び論文式試験のあり方に対して与える影響について、ご意見をご記入ください。

()

C B T化や在学中受験などの制度変更が進行しています。貴校における当該科目の教育のあり方及び司法試験のあり方について、想定される変化や検討課題、その他ご意見をご記入ください。

()

(4) 倒産法

- a. 適切である b. どちらかといえば適切である c. どちらともいえない

- d. どちらかといえば適切でない e. 適切でない

理由 ()

本年度試験の出題趣旨・最低ライン点の設定についてご意見等ございましたらお書き下さい。

()

短答式試験の有無が、当該科目の教育のあり方及び論文式試験のあり方に対して与える影響について、ご意見をご記入ください。

()

C B T化や在学中受験などの制度変更が進行しています。貴校における当該科目の教育のあり方及び司法試験のあり方について、想定される変化や検討課題、その他ご意見をご記入ください。

()

(5) 租税法

- a. 適切である b. どちらかといえば適切である c. どちらともいえない

- d. どちらかといえば適切でない e. 適切でない

理由 ()

本年度試験の出題趣旨・最低ライン点の設定についてご意見等ございましたらお書き下さい。

()

短答式試験の有無が、当該科目の教育のあり方及び論文式試験のあり方に対して与

える影響について、ご意見をご記入ください。

(

CBT化や在学中受験などの制度変更が進行しています。貴校における当該科目の教育のあり方及び司法試験のあり方について、想定される変化や検討課題、その他ご意見をご記入ください。

(

)

(6) 経済法

- a. 適切である
- b. どちらかといえば適切である
- c. どちらともいえない
- d. どちらかといえば適切でない
- e. 適切でない

理由 (

本年度試験の出題趣旨・最低ライン点の設定についてご意見等ございましたらお書き下さい。

(

)

短答式試験の有無が、当該科目の教育のあり方及び論文式試験のあり方に対して与える影響について、ご意見をご記入ください。

(

)

CBT化や在学中受験などの制度変更が進行しています。貴校における当該科目の教育のあり方及び司法試験のあり方について、想定される変化や検討課題、その他ご意見をご記入ください。

(

)

(7) 知的財産法

- a. 適切である
- b. どちらかといえば適切である
- c. どちらともいえない
- d. どちらかといえば適切でない
- e. 適切でない

理由 (

由

(

本年度試験の出題趣旨・最低ライン点の設定についてご意見等ございましたらお書き下さい。

(

)

短答式試験の有無が、当該科目の教育のあり方及び論文式試験のあり方に対して与える影響について、ご意見をご記入ください。

(

)

CBT化や在学中受験などの制度変更が進行しています。貴校における当該科目の教育のあり方及び司法試験のあり方について、想定される変化や検討課題、その他ご意見をご記入ください。

(

)

(8) 労働法

- a. 適切である
- b. どちらかといえば適切である
- c. どちらともいえない
- d. どちらかといえば適切でない
- e. 適切でない

理由 (

)

本年度試験の出題趣旨・最低ライン点の設定についてご意見等ございましたらお書き下さい。

(

)

短答式試験の有無が、当該科目の教育のあり方及び論文式試験のあり方に対して与える影響について、ご意見をご記入ください。

(

)

CBT化や在学中受験などの制度変更が進行しています。貴校における当該科目の教育のあり方及び司法試験のあり方について、想定される変化や検討課題、その他ご意見をご記入ください。

(

)

(9)環境法

- a. 適切である
- b. どちらかといえば適切である
- c. どちらともいえない
- d. どちらかといえば適切でない
- e. 適切でない

理由 (

)

本年度試験の出題趣旨・最低ライン点の設定についてご意見等ございましたら
お書き下さい。

(

)

短答式試験の有無が、当該科目の教育のあり方及び論文式試験のあり方に対して与
える影響について、ご意見をご記入ください。

(

)

C B T化や在学中受験などの制度変更が進行しています。貴校における当該科目の
教育のあり方及び司法試験のあり方について、想定される変化や検討課題、その他
ご意見をご記入ください。

(

)

(10) 国際関係法(公法系)

- a. 適切である
- b. どちらかといえば適切である
- c. どちらともいえない
- d. どちらかといえば適切でない
- e. 適切でない

理由 (

)

本年度試験の出題趣旨・最低ライン点の設定についてご意見等ございましたら
お書き下さい。

(

)

短答式試験の有無が、当該科目の教育のあり方及び論文式試験のあり方に対して与
える影響について、ご意見をご記入ください。

(

)

C B T化や在学中受験などの制度変更が進行しています。貴校における当該科目の
教育のあり方及び司法試験のあり方について、想定される変化や検討課題、その他
ご意見をご記入ください。

(

)

(11) 国際関係法(私法系)

- a. 適切である
- b. どちらかといえば適切である
- c. どちらともいえない
- d. どちらかといえば適切でない
- e. 適切でない

理由 (

)

本年度試験の出題趣旨・最低ライン点の設定についてご意見等ございましたら
お書き下さい。

(

)

短答式試験の有無が、当該科目の教育のあり方及び論文式試験のあり方に対して与
える影響について、ご意見をご記入ください。

(

)

C B T化や在学中受験などの制度変更が進行しています。貴校における当該科目の
教育のあり方及び司法試験のあり方について、想定される変化や検討課題、その他
ご意見をご記入ください。

(

)

4. 試験全体についてのご意見、司法試験のあり方についてのご意見等ございましたら
お書き下さい。

2. 短答式試験について

(1) 憲法分野

アンケートへの回答があった 35 校のうち、憲法の短答式試験については、無記入が 6 校であり、記入があったのは 29 校であった（昨年度は 35 校のうち 27 校が記入、一昨年度は 36 校のうち 23 校が記入）。記入のあった 29 校のうち、「適切」と回答したものが 7 校 24.1%（昨年度は回答 27 校のうち 5 校 18.5%、一昨年度は回答 23 校のうち 15 校 65.2%）、「どちらかといえば適切」が 13 校 44.8%（昨年度 14/27 校 51.9%、一昨年度 7/23 校 30.4%）、「どちらともいえない」が 1 校 3.4%（昨年度 5/27 校 18.5%、一昨年度 1/23 校 4.3%）、「どちらかといえば適切でない」が 5 校 17.2%（昨年度 2/27 校 7.4%、一昨年度 0/23 校 0%）、「適切でない」が 3 校 10.3%（昨年度 1/27 校 3.7%、一昨年度 0/23 校 0%）という結果であった。

例年に比べると、肯定的評価（「適切」及び「どちらかといえば適切」）が少なく、否定的評価（「どちらかといえば適切でない」及び「適切でない」）が多い。肯定的評価は、昨年度（70.4%）に一昨年度（95.7%）に比べて大きく減ったが、今年度も昨年度とほぼ変わらず 69.0%になっている。また、中立的評価（「どちらともいえない」）は 1 校のみになり、否定的評価（「適切でない」及び「どちらかといえば適切でない」）が大きく増えて 27.6%になっている（昨年度 11.1%、一昨年度 0%）。非常に厳しい評価であると言わざるを得ない。

付記された個々の意見を見てみると、低い評価になった理由としては、細かすぎる、難しすぎる、出題ミスではないか、といったことが指摘されている。もちろん高く評価する意見もあり、分野の偏りがない、難しすぎないことが指摘されている。

難易度については意見が分かれているが、平均点は下落傾向にある（一昨年度 31.4 点、昨年度 28.1 点、今年度 25.5 点）。平均点が最低ライン点（20 点）に近いことを懸念する意見も複数あった。

また、正解に対して疑問を提起する意見が例年に比べても多いように思われ、この点は気になるところである。短答式試験としては深刻な問題であり、何らかの対策が採られるべきではないだろうか。

その他、個別の設問に対する具体的な指摘が、今年度の回答付記意見にはかなり多いので、ぜひ参照されたい。

(2) 民法分野

短答式の民法分野について回答があったのは 31 校であった。出題内容について「適切」とするのが 15 校（48.4%。昨年度は 66.7%）、「どちらかといえば適切」とするのが 14 校（45.2%。昨年度は 30.3%）、「どちらともいえない」とするのが 2 校（6.5%。昨年度は

3.0%）、「どちらかといえば適切でない」とするのが 0 校（0%。昨年度も 0%）、「適切でない」とするものは 0 校（0%。昨年度も 0%）であった。「適切」と答えた割合こそ昨年度と比較して下がったものの、「適切」・「どちらかといえば適切」と答えた割合は、例年同様 9 割以上の高い水準である。

自由記述欄においては、偏りなく幅広い分野に関する条文や判例についての基本的な知識として必要な内容を的確に問うものであった点を評価するものが多く見られた。他方で、例年と同様、やや細かすぎる点を問う設問があったことを指摘するものが見られたほか、例年に比して平均点が下がったことの要因についての分析を求める声もあった。

学習にとって短答式試験が有する影響については、短答式試験の存在が、基礎知識の確保や、論文式試験での「出題されやすさ」に左右されずに分野に偏りのない学習を促す意義を積極的に指摘して、その存在意義を肯定的に評価する意見が多かった。

（3）刑法分野

短答式試験の刑法分野について回答があったのは 31 校（昨年度は 31 校）であった。

回答は、「適切」とするのが 9 校（29.0%。昨年度は 19 校）、「どちらかといえば適切」とするのが 15 校（48.4%。昨年度は 11 校）、「どちらともいえない」とするのが 4 校（12.9%。昨年度は 0 校）、「どちらかといえば適切でない」とするのが 3 校（9.7%。昨年度は 1 校）、「適切でない」とするのは 0 校（昨年度は 0 校）であった。「適切」と「どちらかといえば適切」の積極的評価を示すものがあわせて 24 校（77.4%。昨年度は 96.8%）であり、例年 90%台の高い評価が明示的に低下した結果となった。その理由としては、会話形式の問題が多くかった点が考えられる。この点につき、回答に付された理由では、「思考させて解答させる工夫が見られる」といった好意的意見もあった一方で、「解答時間が足りなくなる」といった時間不足を懸念する意見が少なからず見られ、このような否定的意見は、積極的評価をした法科大学院からも出されていた。思考力を問う点で有用とはいえようが、出題数については留意が必要であろう。

回答に付された理由においては、「基礎知識・基本的理解を確認する問題を中心とし、出題内容は適切であり、難易度も適度である」といった好意的意見が見られた一方で、第 16 問、第 17 問が誤っているものの個数を問う問題であったことにつき、「受験生の能力を測るのに適切な出題形式とは言えない」といった否定的意見もいくつか見られた。また、「全体として難解」といった否定的意見や、個別の問題に対する意見も出されており、詳細は回答付記意見をご参照いただきたい。

3. 論文式試験について

(1) 公法系

(a) 憲法分野

アンケートへの回答があった 35 校のうち、憲法の論文式試験については、無記入が 8 校であり、記入があったのは 27 校であった（昨年度は 35 校のうち 26 校が記入、一昨年は 36 校のうち 25 校が記入）。記入のあった 27 校のうち、「適切」と回答したものが 18 校 66.7%（昨年度は 26 校のうち 14 校 53.8%、一昨年度は 25 校のうち 10 校 40.0%）、「どちらかといえば適切」が 9 校 33.3%（昨年度 10/26 校 38.5%、一昨年度 11/25 校 44.0%）、「どちらともいえない」が 0 校 0%（昨年度 1/26 校 3.8%、一昨年度 2/25 校 8%）、「どちらかといえば適切でない」が 0 校 0%（昨年度 1/26 校 3.8%、一昨年度 2/25 校 8%）、「適切でない」が 0 校 0%（昨年度 0/26 校 0%、一昨年度 0/25 校 0%）という結果であった。

「適切」と「どちらかといえば適切」とを合わせた肯定的な評価が、昨年度（92.3%）も例年に比べて高かったが、今年度はさらに上昇し 100%になった。

付記された個々の意見を見てみると、肯定的に評価する理由として、難易度の適切さを指摘するものが多い。必要となる判例の知識が基本的なものであること、問題文の誘導が分かりやすいことなどが、難易度が適切であるという評価に結び付いているようである。また、統治機構の問題に関わる点や時事的な話題に関わる点も、幅広い学習を促すなどとして、好意的に評価されている。頻出問題ではなく、かつ、基本的知識によって説くことができるであろうと評価されたことが、肯定的評価 100%という結果につながったと思われる。改善を求める意見はほぼないが、書かなければならないことが多く時間内に整理して書くのは大変ただただろう、といった指摘などがあった。

「出題趣旨・最低ライン点の設定」の質問については、短答式の平均点（25.5 点）が最低ライン点（20 点）に近すぎるという意見がかなりあった。出題趣旨については、短答式についても作成を希望する意見があった。また、論文式の出題趣旨について一般的な問題点を指摘する意見はなかったが、いくつかの箇所の具体的な記述について疑問を提起する意見があったので、回答付記意見を直接参照してもらいたい。

「短答式試験の影響」の質問については、様々な意見が提示されているが、短答式を不要とする意見は見当たらず、短答式試験の重要性については意見の一致があるようである。特に、統治機構を含め偏りない学習を促すという意味での必要性を肯定する意見が多い。ただし、現状の試験問題が肯定されているわけではなく、近時の問題は難しすぎるのではないかなど改善を求める意見は強い。

「試験のあり方等」の質問については、在学中受験の弊害を指摘する意見のほか、CBT 化について懸念する意見がかなりあった。法学の学習とは関係のないところで受験生に負担

をかけること、CBT 受験の習熟度において LS 間で格差が生じかねないことなどの問題点が指摘されている。また、論文の内容についても、CBT 化により論文全体の構成を十分に検討できず、論点を切り貼りした答案になるのではないか、と心配する意見もあった。

(b) 行政法分野

回答を寄せた 26 校のうち、「適切である」と評価したのが 14 校(53.8%)、「どちらかといえば適切である」が 8 校(30.8%)、「どちらともいえない」が 3 校(11.5%)、「どちらかといえば適切でない」は 1 校(3.8%)、「適切でない」は 0 校(0.0%)であった。無回答は 9 校(25.7%)であった。

昨年は「適切である」との評価が 53.6%で、本年もほぼ同様の評価となっているが、「どちらかといえば適切である」との評価が、昨年は 39.3%であったのに比べ、やや低くなっている。行政法の論文試験の評価は令和 4 年度頃までは、「適切である」との評価が 7 割を超すほど、例年高い評価を得ていた時期があったが、最近では、「適切」「どちらかといえば適切」を併せて積極的評価が 8 割を超す程度の評価で推移しているといえよう。本年は無回答が 9 校もあることが若干気になるところである。

本年度の問題について、「適切である」とした回答に付記された意見をみると、「事案、素材とされている法制度ともに過度に複雑でなく、参考すべき判例も基本的なものであり、法科大学院の学修の成果を試すものとして適切と考えられる」「問題の質・分量・配点割合はいずれも適切である…。一方で、会議録に解答の手掛かりとなる情報がやや多く盛り込まれている印象を受け…た」「問題分量、レベル感とも、在学中受験の実態に即したものとなっていた。令和 6 年度のものから改善された」「行政法の重要な論点についての出題であり、得点別人員調の人員累計の分布をふまえても、適切な出題であったと考えている。ただ、資料を十分に検討した上で答案を作成するには、やや時間が不足したのではないかという印象も受ける」「簡明で分かりやすい事実関係と仕組みに関する事例であり、設問も素直な内容である。頻出の街づくり関係事案でないことも歓迎される」等、事案、素材とされている法制度ともに過度に複雑でなく、参考すべき判例も基本的なものであり、法科大学院の学修の成果を試すものとして適切と考えられるとのコメントが多く寄せられている。

「どちらかといえば適切」との回答に付記された意見の中では、「設問 2 に関しては、会議録の対話を適切に再構成すればそれだけで回答が可能になり、出題趣旨もその域を出ていないように見受けられる。法律家としての基本的な能力を図るという意味では有用かもしれないが、それでは日本語能力・事務処理能力を問うだけになってしまわないか、という若干の疑問がある」「本案の違法主張にかかる問題（設問 2）は、論すべき内容が概ね問題文（特に、【法律事務所の会議録】）に示されているように思われた。できるだけ、法科大学院で学んだ内容の応用能力や思考力を試すことのできる出題となるよう努めていただきたい」「難易度が下がった結果、やや問題が平板になった印象を受けた。特に実体法の論点に

については、過去の司法試験問題を解く練習を重ねていれば、行政法の基本的理解が十分でなくても解答できるような気がした」等、会議録での対話による誘導により解答が可能となる等の指摘が複数なされている。また、設問1の指示の処分性を否定させる出題は無理があるのではないか、設問2の勧告事項2につき、悪臭防止法の違反については同法に定める措置によって対処すべきであるという違法主張について、そのような理由で条例による対処を違法とする余地があるかを疑問とする指摘もなされ、「一般的な行政法の学習をしている学生が奇異に感じないような出題が望まれる」とのコメントが付されている。

「どちらともいえない」との回答の付記意見では、「処分性に関する設問の解き方はあまりに技巧的すぎ、適切かは疑問点が残る。公表の不利益や罰則の有無を起点に論述の組立てをすることが求められているが、このような点が訴訟実務で処分性を決するような重要な要素になるのだろうか。このような違和感のない問題が望ましい」等の指摘がみられた。

また、「どちらかといえば適切でない」との回答の付記意見では、設問2について、「原告側の主張と行政側の反論との両方の見解を述べさせようとしているが、それぞれをしっかりと書こうとするとかなりの時間と分量を要するため、結局どちらも散漫な記述になることが予想される。むしろ、弁護士の会話で一方の主張を固定し…それに対する反対当事者からの反論だけを書かせたほうが、首尾一貫した主張構成ができるかを見るのに役立ったのではないか」との指摘がなされている。

昨年度の問題は、市街地再開発事業に関する出題であったため、受験生にとってやや難しいとのコメントも寄せられていたが、今年度の問題については、簡明で分かりやすい事実関係と仕組みに関する事例で、問題分量・レベル感とも、在学中受験の実態に即したものとなっていた等の評価がみられた。他方で、難易度が下がり、会議録の対話を適切に再構成すれば回答が可能になるのではないか等の指摘もあり、問題の難易度についての様々な意見があったことは注視すべきであろう。

出題趣旨・最低ライン点の設定についての意見としては、出題趣旨については、「法律と条例の仕組みを正確に理解した上で、判例に照らした検討を行うことが求められており、これは法科大学院の到達目標とも合致している」「出題の趣旨の説明は極めて丁寧にされており、学生にも歓迎されるであろう」等のコメントが多く寄せられたが、他方で、「会議録にある二つの判決をどのように検討に結び付ければよいかを、もう一段踏み込んで記述することが、学習の便宜にかなう」(設問1)とのコメントもあった。最低ライン点の設定については、「最低ラインを下回った受験者の数は少なく、得点設定は適切であった」とするコメントも寄せられている。

また、短答式試験の影響についての意見としては、多くの意見が寄せられた。「短答式試験がないために、学生が論述試験の頻出論点(処分性・原告適格・行政裁量)ばかり勉強し、それ以外の事項をあまり勉強しようとしない傾向が看取できる。短答式試験の復活が難しいようであれば、論述試験の中で頻出論点以外の事項についても浅く広く問う問題を設け

てもらいたい」「処分性や原告適格などの頻出事項を除き、知識の獲得が不十分になっている」「短答式試験がないことにより、処分性、原告適格、本案といった論文頻出論点のみを習熟するインセンティブが生まれ、科目全体の学習が手薄になる影響がある」「判例や基本的な概念の理解について学生の理解が不十分な場合が増えたように思われる」「条文を軽視し、判例の定式ばかりを重視する学生が増えている傾向がある」「短答の知識自体は法律家として必要なものであり、論文試験の難易度を今後下げていくのであれば、主要科目でなくとも何らかの形で復活は合って良いように思う」等の多くの意見がある一方で、「行政法の論文式試験問題では、行政法の解釈についての基本的な知識と重要判例の射程が問われており、短答式試験が実施されていないことによる支障は特がない」「行政法に関しては、事案を正確に読み解き、法文を的確に解釈して適用するにあたり、細かな前提知識が必要となる局面は少ないので、短答式試験がなくとも、教育の在り方や論文式試験の在り方に大きな影響はない」「法科大学院の授業では重要論点、重要判例を中心に学習することで、行政法の基本的な考え方を身につけることができ、学習の負担も適度なものとなっている」「行政法においては、暗記しておくべき知識量は必ずしも多くないと思われるから、短答式試験を実施せず、論文式試験において修得した知識の運用・応用力を問うというのは適切である」等の意見も寄せられており、短答式試験の影響、必要性等については、意見が二つに分かれている状況が認められた。

また、行政法という科目の試験のあり方等についても、多様な意見が寄せられているので紹介しておきたい。CBT化については、「行政法では、従来、事実・問題文・会議録・参照法令・その他資料を行き来しながら解答する必要があったところ、CBT化のもとで予想されるハード及びソフト面を考慮したとき、受験者の負担が大きくならないか、不安に感じる」「個別行政法規の分量がそれなりにある場合には、問題文と個別行政法規の間で目線を往復させる際に、スクロールするなどの手間がかかるため、紙媒体の試験よりもCBTのほうが一定の負荷がかかる」「行政法に関しては、問題文のみならず、会議録や参考条文などの視線の往復をしながら解くことになるのが通例である。問題文の紙媒体での配布がなくパソコンの画面のみで解く場合、この視線の往復作業に作業上の負荷がかかり、問題検討速度が大幅に落ちる可能性がある。この場合、パソコンの習熟者や短期記憶の強い者が有利になる可能性がある」など、行政法科目の従来からの問題形式の特徴から、CBT化による影響への懸念が多く提起されている。

また、在学中受験については、「在学中受験制度に伴い2年次の履修の負担が増えていることから、今後も基本的な知識を問う出題が続くことを望んでいる」「行政法の場合、既修者として入学して1年後には実質的に受験となる。ほとんど知識を腹に落とす時間もないまま受験となり、今年度のように基礎問題に絞らざるをえないと思われる」「在学中受験の一般化により、短期速成的な試験対策に学生が方向づけられている感が拭えない」「大規模な法科大学院は在学中受験中心の教育に切り替えていくことが窺われる。しかし、本来であればじっくり時間をかけて学習したい裁判例について、結論ぐらいは早めに教えておかなければ

ければならないことになるので、学生がその知識のみで満足し、深い学習を放棄してしまうのではないかと心配している」など、在学中受験の影響についても、様々な意見が寄せられた。

(2) 民事系

(a) 民法分野

論文式の民法分野について回答があったのは 31 校であった。出題内容について「適切」とするのが 13 校 (41.9%。昨年度は 60.6%), 「どちらかといえば適切」とするのが 13 校 (41.9%。昨年度は 30.3%), 「どちらともいえない」とするのが 3 校 (9.7%。昨年度は 9.1%), 「どちらかといえば適切でない」とするのが 2 校 (6.5%。昨年度は 0%), 「適切でない」とするのが 0 校 (0%。昨年度も 0%) であった。「適切」・「どちらかというと適切」とする割合は 80% を超える高い水準であるが、昨年度では見られなかった否定的評価が少數ながら見られた。

個別意見および出題趣旨等についての意見の中で肯定的理由としてあげられているものは、基本的な事項の正確な知識やその応用、あるいは論理的思考力を問うものである、出題範囲としてもさまざまな分野に及ぶものであり適切である、といったものである。今年度も、例年と同様、出題対象が法科大学院の一般的なカリキュラムにおいて取り扱われるようなオーソドックスなテーマであったことを肯定的に評価するものが多く見受けられた。他方、出題の形式や分量については改善を求める声が多かった。すなわち、小問数の多さや解答に要する作業量の多さによって、時間内に検討を深めることができず、かえって過度に暗記や事務処理的な能力が求められることにつながったのではないか、という懸念が多く示された。

出題の趣旨に関しては、詳細かつ丁寧であってわかりやすく、学習上の参考になることを評価する意見が多く見られたのは例年通りである。最低評価の設定について言及した意見は少數であったが、合格の最低水準を示してほしいとの要望も見られた。

試験のあり方に関する質問については、在学中受験及び CBT 方式の導入に関する意見が多く見られた。まず在学中受験との関係では、前年と同様、カリキュラム変更の必要性など教育プロセスへの影響（3 年次前期までに出題範囲を可能な限りカバーする要請）のほか、司法試験の出題内容への影響（知識を表面的に問う出題になるのではないか）も懸念されている。ついで CBT 方式との関係であるが、これについては多岐にわたる意見が寄せられている。言うまでもなく依然として CBT 方式の導入自体に対する異論や、CBT 方式の導入にあたって準備期間が乏しかったことへの異議が見られるが、それをひとまず撇くと、まず各大学内の定期試験における導入の有無・可否について様々な記述があり、法科大学院のなかでも対応状況が多様であることがうかがわれる。次に、答案において記述可能な量に関する

る推測との関係で、様々な展望を示す意見があった。一方で、CBT 方式においては記述量が増加するという前提のもと、今後は解答量ではなく、論理構成など記述内容の質による差があらわれやすいとする展望があり、他方で、CBT 方式でもさほど解答内容に影響は出ないであろうという予測も寄せられている。

(b) 商法分野

論文式試験の商法分野について回答のあった法科大学院は 28 校（80.0%。昨年より 2 校減少）で、7 校（昨年より 2 校増加）が無回答であった。

回答した法科大学院のうち、「適切である」との回答が 14 校（50.0%。昨年より 3 校の増加）、「どちらかといえば適切である」との回答が 12 校（42.9%。昨年と同数）で、肯定的な回答をした法科大学院の数は 26 校（92.9%）で昨年より 3 校増加した。

「適切でない」、「どちらかといえば適切でない」とする否定的な回答はいずれも 0 校であった。「どちらともいえない」とする回答は 2 校（7.1%。昨年より 3 校減少）であった。

問題の内容については、会社法の基本的な論点に関する問題であること、重要な判例の理解を前提に当該判例の事実とは少し離れた事例への応用力を試す問題であること、事実関係を丹念に検討して解答をすることが求められており、受験生の思考力を試す良問であること、問題の難易度も適切であることから、適切であると評価する意見がほとんどであった。ただし、設問 1 と設問 2 がともに取締役の善管注意義務違反の有無を判定させる問題で、その配点が 75% を占めることは、バランスが悪く、法科大学院において修得すべき幅広い知識を確認するという観点からは疑問があるとの意見があった。

問題の難易度および分量については、適切であるとの意見がほとんどであったが、設問 1 から 3 は事例が異なっており、事実関係の一貫性がないことについて、少し工夫があってもよかつたかもしれないとの意見があった。

出題趣旨については、問題検討の際のポイントが分かりやすく記述されており、学生が今後どのように学習を進めるべきかの指針としての役割を果たすものとなっているため、適切であるとの意見が多かった。なお、出題趣旨又は採点実感において、必ずしも出題者が予定した方向でないが、制度趣旨を踏まえて、自分なりに検討を展開している答案にも一定の評価を与えることを示し、将来の受験生に、論点主義に陥ったり、萎縮して形通りの解答をしたりするのではなく、その場で既存の知識を動員して検討を深める姿勢を奨励してほしいとの意見があった。例えば、会社法 362 条 4 項の解釈について、出題趣旨は、機械の購入を単独の取引として検討するが、全体としてみれば大きな規模になる継続的取引に向けての先行投資としてみて、「重要な業務執行」（柱書）に該当する（そうでなければ、購入の是非が取締役会の話題にもならなかった可能性もある）という視点を提示する答案も評価されることを示すことが期待される。

「当該科目の試験のあり方についてのご意見」では、在学中受験への対応については、司法試験を意識した教育を前倒して行うなど、さらなる工夫が必要であるとの意見があった。また、3年後期に司法試験対策を離れて関心のある分野についての学習を深める学生が増加した点でプラスの効果があったとする意見がある一方で、受験を終えた3年後期における学生の学習意欲を維持させることが課題となっているとの意見や、近視眼的な勉強が中心となり、商法の理解を十分に深められないまま修了を迎えている学生が増えていることを懸念する意見もあった。

来年度から実施予定のCBT受験については、法科大学院としてどのように学生を支援するのか悩んでいる旨の回答が多かった。

(c) 民事訴訟法分野

論文式試験問題について回答があったのは26校であり、そのうち「適切」としたのは16校(61.5%)、「どちらかといえば適切」としたのは9校(34.6%)、「どちらともいえない」としたのは1校(3.8%)、「どちらかといえば適切でない」、「適切でない」としたのは0校(0.0%)であった。無回答は9校であった。

「適切」と「どちらかといえば適切」との回答をあわせると、25校(96.2%)であり昨年度(96.6%)と比率はほぼ同様であるが、「適切」との回答率が大幅に上昇していることが注目される(昨年度は37.9%であった)。

自由記載欄について、「どちらともいえない」との回答は1件であったことから、以下では「適切」・「どちらかといえば適切」との回答も含め、積極的評価と消極的評価を抽出してみたい。

まず、積極的評価として、出題内容・バランスについて、「遺産確認の訴え、証明妨害、弁論権・弁論主義といった事項が問われたと理解されるが、全体として出題範囲のバランスが良かった」、「訴訟法上の基本概念や重要判例についての正確な知識を問う問題と、そのような知識をベースとした思考力や判断力を問う問題とが適度に組み合わされており、適切であった」、「いずれも教科書や判例百選に触れられている内容からの出題であり、正しい学習方法をとった受験生にとっては努力が報われる内容である」といった評価がなされている。また、「特に、設問1と3は、当事者の主張した事実に裁判所が法を適用して、訴訟物たる権利の有無を判断するという民事訴訟の審理の仕組の基本についての理解を問う良問である」という評価や、必ずしも法科大学院において十分に教授されていないと思われる証明妨害が問われた設問2についても、「問題文で適切に誘導がされており論理的な思考力を問うことができる良い問題」と指摘されている。

他方で、消極的な評価として、全体に関することとしては「書くべきポイントが多く、時間的制約と解答の方向性が決められている点が受験者にとって難しい」、CBTを視野に入れると「問題文としては…長きに失する」といった意見、また、「設問への誘導が丁寧に過ぎ

るよう感じた」との意見もあった。設問1については「遺産確認の訴えが遺産分割手続の前提問題を確定するために手続法上特別に認められるべき性質の訴えであるという説明を支持する場合、固有必要的共同訴訟になるのも確認の利益が認められるのも当然の帰結ということになるので、結局、課題1も課題2も同じ説明をすることになる」、設問2については「関連する裁判例や学説についての正確な知識をもとにした解答が期待されているのか、必ずしもそれらに依拠しない、幅のある解答が許容されているのか、「出題趣旨」によれば後者とされるが)やや伝わりにくい」、「判例及び学説において見解が一致しない証明妨害および法的観点指摘義務という論点を扱うことには、賛同できない。ただし、その論点に至る周辺の事項を問うという趣旨での出題であったならば、不当な出題とまでは言えない」との意見もみられた。

以上を総括すれば、今年度の問題について、基本的な事項からバランスよく出題がなされており、出題内容としても、基本的な理解を問うものと、基本的理をもとに思考力等を問うものが適切に組み合わされていること、誘導も(やや丁寧すぎるとの評価もあるものの)適切であったこと等から、昨年にも増して非常に高い評価がなされているといえよう。なお、例年民事訴訟法においては、法科大学院にて重点的に扱われていないと思われる分野からの出題もみられ、本年でいえば設問2がこれに当たるところ、設問2についても丁寧な誘導がなされていることから受験生の思考力を問うことができているとして、概ね好意的な評価がなされているといえよう。

出題趣旨については、「大変分かり易い」「問題文から読み取れる出題意図と、出題趣旨の内容には齟齬は無い」といった積極的な意見がある中で、設問3については、「最判平成22年を参考判例として出題の趣旨に記載されているが、設問の事案との隔たりが大きく、適切な解説だとは思わない」、「釈明による「不意打ち」、「弁論権の保障」といった抽象的な用語を強調した説明は、マジックワードを用いることは不適切である旨のこれまでの採点実感や法科大学院での指導を踏まえると適切な表現ではなく、今後の受験生が「そのような抽象的な表現で解答しても問題ない」と勘違いするおそれもあるため、避けるべきではないか」との意見があった。また、公表時期について、「出題趣旨の公表時期が遅かったので、もう少し早めてほしい」との意見があった。

短答式試験の有無の影響については、「短答式試験がないことによって、学生の意識が論文式試験で問われそうな論点ばかりに向いてしまっており、(本来は論文式試験でも必要であるはずの)条文や判例等の知識が疎かになっている印象を受ける」、「手続的規律や手続の流れについて学習する必要性があるとの意識が希薄になり、学生は、総じてこの点の理解が浅くなっているのではないかと心配される」といった学生への悪影響を懸念する意見が見られる。また、論文式の出題内容としても「民事訴訟法の論文式試験においては、基礎的概念の正確な理解の測定にも配慮がされているとは感じられる」といった形で、現在の論文式

試験でも短答式試験のカバーがなされると理解する意見もあったが、逆に「設問の中に課題が多く設定される結果、1つ1つの問題を十分に検討する時間がなく、浅い答案しか期待できないのではないだろうか」との指摘もあった。短答式試験の要否については、「訴訟法こそ実務において知識が必要な場面が多く、短答式試験を実施すべきである」との意見が多いように思われ、中には「場合によっては、短答式試験において、民事執行法、民事保全法や（本年で言えば）家事事件手続法といった手続法に関するごく基本的な問題も出題して良いと考える」との意見もあったが、他方で、「基本的な概念の理解をおろそかにしたまま合格に達してしまう可能性はあるといえる。しかし、これは旧試験下でも同様で（あった）」、「民事訴訟法については、細かな知識は修習や実務で必要に応じて身につければ足りるので、現状どおり短答試験は必要ないと考える」といった意見も見られた。

在学中受験・CBT化等の制度変更について、まずは在学中受験については、昨年と同様「在学中受験がデフォルトになりつつあり、それに対応した授業を行う必要があるが、詰め込み気味にならざるを得ない」、「学生にとって負担が重過ぎる」といった意見、そして、出題内容についても、「在学中受験を考慮してか、いわゆる典型論点が出題されることが多くなっているように思われる。効率を重視する受験生は、民事訴訟手続全体を見渡すことなく、いわゆる論点学習にのみ注力するという傾向が生じないか、心配である」といった危惧が示されている。また、CBT化についても、「CBT自体は時代の趨勢であり、合格後の法務のあり方にも適合する」との基本的には受容せざるを得ないという意見が見られ、出題への影響についても「事案を分析した上で、基本から考えるという点は変わらないので、特に変化はないものと考えている」といった意見がみられるが、他方で、法科大学院側の対応については「中間試験や定期試験をCBTで行いたいが、リソースがない」といった意見もあり、制度の変更に法科大学院側が追いつくことが難しい現状も示されている。

(3) 刑事系

(a) 刑法分野

論文式試験の刑法分野について回答があったのは31校（昨年度は33校）であった。

回答は、「適切」とするのが14校（45.2%。昨年度は16校）、「どちらかといえば適切」とするのが13校（41.9%。昨年度は11校）であり、これらをあわせて積極的評価を示すものが27校（87.1%。昨年度は27校）であった。他方、「どちらともいえない」とするのが2校（6.5%。昨年度は2校）、「どちらかといえば適切でない」とするのが2校（6.5%。昨年度は4校）、「適切でない」とするのが0校（昨年度は0校）であった。昨年度と同じく、今年度も「適切」とする法科大学院数は半数以下となったが（昨年度の「適切」の割合は48.5%、令和5年度は36%、令和4年度は71.9%）、積極的評価の割合は9割近くにのぼ

り（昨年度の積極的評価の割合は81.8%、令和5年度は84%、令和4年度は96.9%）、高い水準にあることから、今年度の問題は法科大学院に好意的に受け取られているといえよう。

出題形式については、法科大学院から、「自説と対立する見解ないし理論構成を問う出題形式が維持された点は、適切であり、今後も維持されるべき」、「理解できていない学生をうまく炙り出すような出題形式」、「基本事例を比較させながら解答を求める点は良い」といった好意的意見や、「設問2についても、設問1のような多角的な解答を求める形式にすべき」といった意見が出された一方で、「設問における検討事項の指示が具体的であり、法的問題を抽出する能力を問うことができないように思われる」、「特定の犯罪が成立することを前提にその理由を説明させる出題は、判例を覚える形の学修方法を促進してしまわないか」といった意見のほか、「どのような説明が考えられるか。」という出題において、複数の説明方法がある場合、「説明方法を1つ示せばよいのであれば、そのように指示すべき」といった注文がよせられた。また、下記の個別の設問の箇所でも触れるが、設問での誘導等に関する意見が見られた。もっとも、現在の出題形式自体を批判する意見は見られず、誘導等をどの程度にとどめるかが今後の検討課題となろう。

解答時間・難易度については、「2時間の試験としてはやや多い」、「設問1の（3）については、若干難易度が高かったのではないか」といった意見がいくつか見られた一方で、「例年よりも基本的な事項を問うものが多かったため、もう少し応用的な問い合わせあってもよかったですのではないか」といった意見も見られた。この点については、いくつかの意見が見られたものの、法科大学院側からは、概ね肯定的に受け止められているものと思われる。

内容については、「基本的知識が定着していれば十分合格水準に達することのできる設問」、「刑法総論及び各論の基本的論点であり、受験生の理解・論述能力を試すために適切な良問」、「多くの法科大学院の必修授業で学修する内容から無理なく解答可能」といった好意的意見が多く見られ、「在学中受験で合格するルートを確立するのであれば、このような出題傾向を維持することが望ましい」といった意見も出された一方で、「原理原則をより重視した出題にすべき」といった意見もあった。

個別の設問については、設問1（3）に対し、「やや角度を変えて聞かれても解答できる懐の深い理解」を問うものといった好意的な意見が見られた一方で、「共同正犯としても処罰できないのではないか」という問題意識は多分に『學者の』なものであって、実務家登用試験で問うのに相応しいか、「何について論じるべきかが多くの受験者にとっては悩む結果になってしまったのではないか」といった否定的意見がいくつか見られた。受験生にとっては馴染みの薄い問題であったと思われるが、他の設問の難易度も考慮した上で、全体として難易度が高くなりすぎないよう留意する必要はあろう。また、設問1に対し、「論点を明示するほどの誘導ないし条件設定は不要だったのではないか」、「回答方法の指定が詳細に過ぎる嫌いがある」といった意見や、設問1（1）に対し、「『その他の成立要件についても言及』することが要求されていたが、限られた試験時間の中ではやや難しい要求」といった意見のほか、

設問1(2)に対し、「詐欺罪を成立させる立場とそれを否定する立場のそれぞれの論拠を書かせて、最後は受験生の選択に任せるべき」といった意見も見られた。

本年度試験の出題趣旨・最低ライン点の設定については、前者に対し、「詳細であり、今後の学習に生かすことができる点で、適切」とするものや、「問題の所在やその位置づけに重きを置いて、解答の方向性をあまりに絞り込んでいくような傾向が薄れたことは良い」といった肯定的意見が見られた一方で、「判例と異なる（学説上も少数にとどまる）理解」に関して「両説をフラットに併置して、『いずれの理解もありうる』とするのは不適切」であり「安易な両論併記に逃げるのではなく、一定の指針を示すべき」といった意見や、例年見られるところであるが、「出題後速やかに公表してほしい」といった注文がよせられた。最低ライン点については、「最低ライン点未満者の人数が他の科目に比較して少ない点からみると、やや低すぎる」といった意見が見られた。

短答式試験の有無が教育のあり方や論文式試験のあり方に対して与える影響については、「幅広い知識を身につける動機づけとなる」、「基礎知識・基本的理解ができる限り広く授業で取り上げ、また時間的限界から授業では取り上げられない点も含めて自学することを促すもの」といった、幅広く学修することを学生に促す契機となる点で、短答式試験を好意的に捉える意見が多数見られた。多くの法科大学院は短答式試験が教育に与える影響につき肯定的に受け止めているといえよう。また、「短答と論文で勉強すべき内容に大差はなく、短答式の有無で論文式試験のあり方に影響を与えるとは思われない」といった意見も見られた。一方で、「細かい要件は実務で身に付ければよい」、「短答式試験への回答をするには一定の技術を要するが、このことは、刑法とは異なる能力であることから、短答式試験の意義自体を再度検討していただきたい」といった否定的意見もわずかではあるが見られた。

CBT化や在学中受験などの制度変更による、教育や司法試験のあり方への想定される変化や検討課題については、CBT化に対して、「影響はあまりない」といった、特別な変化はない旨を指摘する意見がいくつか見られた一方で、「解答字数が事実上決定されることで(30字23行、8頁)、論述を簡素化しようという受験生の態度が更に強化されるのではないか」や、「問題文が紙媒体で配布されないことにつき「本年度の短答式で多く出題された会話式の問題では、受験生は、各括弧内に入る記号を手書きしながら解答肢と照合させていると思われるが、そうした方法がスムーズに行えなくなる」といった懸念を示す意見がよせられた。在学中受験に対しては、例年指摘されるところであるが、「法科大学院の必要性自体をも動搖させるもの」、「段階的学修の実施を妨げている」、「小手先の受験技術の獲得に学生の関心が偏重しないか」といった否定的意見が今年度も見られた。その一方で、「緊張感をもつて法科大学院のカリキュラムに沿って集中的に学ぶ学修態度を促進できている」、「3年後期の教育が法科大学院であればこそそのものとなりうる点で、現により影響が出て」いるといった好意的な意見も本年度は見られた。在学中受験が始まって2年が経過し、各法科大学院もそれに対応した教育が徐々に定着し始めたものと思われる。「在学中受験の影響か、近年、論文式試験において基礎的事項を問う問題が増えているように思われるため、今まで以上

に応用的問題よりも基礎的問題に時間をかけるように、教育内容を見直す必要がある」といった意見もあり、司法試験の問題との関係で対応が可能と考えている法科大学院もあるものといえよう。

上記に引用した意見のほかにも、紹介しきれなかった示唆に富む意見が多く寄せられており、是非とも回答付記意見を参照していただきたい。

(b) 刑事訴訟法分野

本年の刑事訴訟法・論文式の出題は、〔設問1〕が逮捕に伴う捜索・差押えの適否に関する理解を問い合わせ、〔設問2〕が刑訴法328条及び同316条の32に関する理解をそれぞれ等者であった。この出題について、32校（昨年は31校）からの回答があり、「適切である」と回答したのが15校（46.9%。昨年は61.3%）、「どちらかといえば適切である」と回答したのが15校（46.9%。昨年は35.5%）、「どちらともいえない」と回答したのが2校（6.3%。昨年は3.2%）。「どちらかといえば適切でない」「適切でない」との回答はなかった。「適切である」「どちらかといえば適切である」という積極的評価が多数を占めたことから、基本的には肯定的に受け止められているとみてよいが、寄せられた個別の意見には、今後の出題のあり方に関する様々な問題意識が示唆されている。以下では、それらの一部を引用しつつ（括弧内は回答付記意見の頁番号）、検討する。

肯定的な意見として寄せられたものの中には、「どこの法科大学院でも講義の中で取り扱っていると思われる捜査・公判・証拠に関する重要な問題点が出題されて」いる（40頁）、「基本的論点についての理解度を問うことのできる出題となっている」（42頁）として、基本的事項に関する理解を問うていることを指摘するものが複数見られた。これ自体は例年どおりの傾向であり、過度に難解なものとならない出題が望ましいという近年の共通認識に基づくものといえる。

基本的論点を題材にしたものであるとはいえる、ただ平易な出題というわけではなく、「典型例とは異なる要素が盛り込まれた具体的な事例を、どのように解決すべきかが問われており、事実の分析・評価能力、論理的思考力の深さを測ることができよう」（38頁）、「当該テーマが問題となった先例や典型例との事案のズレを意識させる出題も含まれており、受験生の理解が表面的なものになっていないかを試す内容となっている」（39頁）など、応用力を試すものになっているとの指摘がみられる。

もっとも、本年は、〔設問1〕で問われた捜査行為が①～③まであり、逮捕に伴う捜索・差押えに関する論点として共通するものの、③は異なる検討を要するものであった。また、〔設問2〕も、刑訴法328条で許容される証拠の範囲と、公判前整理手続後の証拠調べ請求の可否という、異なる2つの論点を問うものであった。令和3年以降、簡潔な問い合わせの出題が続いているため、分量が増えたという感想を受験生も持ったものと考えられる。寄せられた回答にも、「検討すべき論点の数も、些か多すぎるように思われる」（41頁）、「例年

に比べ論じるべき事項が多い」（42 頁）といった指摘が見られる。

論点を多く含む出題がなされた場合、時間配分上、1つ1つの事項について要点を絞った簡潔な論述が求められることになる。法的問題の処理においてそのような瞬発力も重要であると考えられる反面、「要領よく記述する能力ばかりが求められると、予備校が出している論証パターンを暗記してそれを記述するような勉強の仕方を助長するのではないか」（42 頁）という懸念も示されている。とはいっても、「限られた解答時間では到底解答不可能な事務処理量を要求する（ものではなかった）」（42 頁）との指摘のとおり、所定の解答時間で書き切れるような工夫がなされているように思われる。例えば、〔設問 2-1〕の刑訴法 328 条の問題は、「過去に同じ論点が問われた年度の問題と比べてかなり易しい出題にされており、受験生の解答時間に配慮されたものとなっている。」（39 頁）。

複数論点を含む出題方法の一方で、直近の数年は、「手続、制度の趣旨に遡って、深い理解と説明を求めるような問題」（42 頁）が出題されてきた。出題方針は一通りである必要はなく、年ごとに異なる角度からの出題が行われても問題はないように思われる。多様な出題方法に対応できるように準備しなければならないという、受験生に向けてのメッセージとなろう。

短答式試験との関係・影響に関する意見も多数寄せられた。

最も多かった意見は、「短答式試験がなくなり、基本的な手続に関する知識や、論文式試験では出題されないであろう判例についての理解が疎かになっている」（84 頁）、「短答式試験がないことで、論点中心主義（→予備校・論パ中心主義？）に流れる危険性があるよう感じている」（86 頁）といった指摘にみられるように、短答式試験がないことのネガティブな影響に関する懸念であった。他方で、「重要論点に絞って、刑事訴訟法の基本的な考え方をじっくり教育することができている」（86 頁）など、短答式試験を実施しないことを肯定的に捉える意見もあった。

刑訴法の短答式試験を再び実施することの是非に関する意見は両論あった。肯定的な立場からは、「司法修習やその後の実務の基礎知識の修得の観点からは意義があると考える。特に既修者について、特にデフォルトの手続を中心に短答式試験で知識確認をすることは、論文式試験のための学修に良い効果をもたらしうる」（84 頁）といった指摘がみられた。これに対して、消極的な立場からは、「細かい知識を問うことになるおそれがあり、不必要、不適当」（85 頁）、「手続法は、知識の確認により理解度が深まるなどの影響が小さい」（85 頁）といった指摘がみられた。このほかに、「短答式試験で何を問うかによるが、仮に手続の順序などが問われるとすると、手続の流れを意識付けするような教育が必要になるであろう。そうであれば望ましいといえる。他方で、単に判例の規範知識を問うだけであれば、教育の在り方に大きく影響を与えることにはならないようと思われる」（86 頁）という意見も寄せられたほか、受験生の負担増加への懸念が散見された。

近年の制度変更との関係でも、C B T 化の影響及び実施体制への懸念、在学中受験が定着したことによる法科大学院生の学習姿勢の変化への懸念など、多様な意見が寄せられた。

「回答付記意見」で個々の意見を参考されたい。

(4) 倒産法

論文式試験問題について回答があったのは 19 校であり、そのうち「適切」としたのは 8 校 (42.1%)、「どちらかといえば適切」としたのは 7 校 (36.8%)、「どちらともいえない」としたのは 3 校 (15.8%)、「どちらかといえば適切でない」としたのは 1 校 (5.3%)、「適切でない」としたのは 0 校であった。無回答は 16 校であった。

「適切」と「どちらかといえば適切」とをあわせた回答数は、15 校(78.9%)で昨年の 75.0% とほぼ同様といえよう。

自由記載欄をみると、全体的な評価としては、「基本的な問題と発展的な問題でバランスよく構成されている」、「法科大学院でも講義科目内で説明する内容と重なる部分が多く出題されているほか、基本知識の具体的な活用能力も測定できる内容となっている」、「破産法も、民事再生法も、受験生に倒産法の基本的理解を問う出題であり、適切であると考えられる」、「〔第 1 問〕については…オーソドックスな出題問うことができ、まさに法科大学院における授業をきちんと受けていれば確実に解答できる問題といえる。〔第 2 問〕については…おそらくは多くの受験生にとってはあまり耳慣れない出題であるが、これらについても…基本的な制度理解を前提に推論すれば、十分対応可能な問題であり、良問と評価できる」といった積極的評価がなされている。他方で、「設問数が多すぎるため、一問一答型の回答が必要となってしまう。設問を絞って、受験生の論述力を試すほうがよいのではないか」、「やや分量が多いかという印象」といったように、分量の多さについて指摘する意見や、「細かい知識の説明を求める問題が目立つ印象であり、今後の出題方針を含めて、その妥当性の検証が必要と感じる」、「倒産法でも事実認定力を試そうとした問題設定だったと思うが、第 1 問も第 2 問も実務的にはレアケースが前提となっているように感じた」といった指摘もなされている。なお「倒産法選択者は、破産と民意再生が対象科目となっているが、近時の状況に鑑みると、破産法のみの出題でも良いのではないかと感じる。他の選択科目に比べて、受験者の負担が些か大きいように思われる。」との意見もあった。

個別の設問についてみると、まず、第 1 問設問 1 について、「基本的な理解を問うものとして妥当」、「破産財団に関する訴えの取扱いとの関係で、行使上の一身専属権の破産財団該当性の理解を問う、良問」との評価がなされている。他方で、第 1 問設問 2 小問(1)について、「破産法 162 条 3 項括弧書と 166 条の指摘を受験生に要求したりするのはやや行き過ぎの感がある」との指摘があり、第 1 問設問 2 小問(2)については、「破産法 160 条 3 項の時的要件のあてはめ、167 条 2 項の現存利益の検討を要求する点は、やや技巧に走りすぎた感がある…現金と不動産とで検討を分けさせる技巧的な設問にする必要があつただろうか」、「現物返還が可能な場合に、反対給付の返還について財団債権となる部分がなくとも、価額償還を請求することができるという見解が前提とされているものと思われるが、戸惑った

受験生も「いるように思われる」との意見があった。続いて、第2問設問1については、「DIP型手続たる民事再生制度の基本的な理解を問うもので、妥当である」、「背後に実務的な感覚も求められるものもあり、単に法律を学ぶだけではないものとなっている」といった積極的な評価もありながら、第2問設問1(2)については「やや難しすぎる」、「法曹の卵を選別する試験としては、専門的に過ぎ、相当でない」との消極的な意見があった。第2問設問2についても、「民再249条と250条の関係をきちんと理解していることを求めるもので、良い問題と考える」との意見もあったが、「やや細かいことが問われているように思われる」との意見もあった。第2問設問3については、「百選(6版)7事件の学修を基礎に、民再25条の適用を検討させる問題で、良問である」といった評価がなされている。

総合すれば、本年度も、破産法・民事再生法の基本的な事項を問いつつも、基礎を踏まえた思考力が試される出題となっており、例年と同様、概ね肯定的な評価がなされているといえよう。しかしながら、これも例年と同じく、設問の分量が多すぎるとの指摘がなされている。また、近年、条文重視の傾向が強くなったこともあるってか、細かい点を尋ねすぎているのではないか、との意見も見られている。個別の設問としては、第2問設問1(2)の評価が分かれたのが特徴的である。この問題は、スポンサー選定をめぐる再生債務者の公平誠実義務・裁判所の管理命令のあり方を尋ねるものであり、実務的な感覚を求められるものとして好意的に評価される一方、ハイレベルすぎるとの評価もなされている。

出題趣旨については、「分量・内容ともに十分」、「一読してその趣旨が明確に伝わる形でまとめられており、受験生や法科大学院で指導に当たる教員に対して、司法試験委員の意図が明確に示されるものとなっている」といった積極的な意見がある中で、「第1問の設問2の小問(2)の出題趣旨として、遺産分割合意に無償行為否認が認められることを前提に、とあるが、そのように言い切れる事例であるか、疑問に感じる」、「「価額償還請求」には破産法167条2項の利益の償還も含まれるのか」、「第2問設問2の再生手続廃止決定の確定について、裁判所は、「職権で破産手続開始の決定をしなければならないこと（同法第250条第1項）」とあるが、必要的決定の場合（同条2項）ではなく、任意的決定の場合（同条1項）であり、「破産手続開始の決定をすることができる」との誤記であると思われる」といった指摘がなされている。

短答式試験の影響、とりわけ短答式試験の要否については、倒産法に短答式試験が必要との意見は見当たらず、「選択科目（倒産法）についても短答式試験を導入すると、知識偏重に流れることが懸念され、現在の論文形式の試験であっても、適切に基本的制度を理解できているかは問うことができるため、短答式試験がなくても弊害はなく、むしろ細かな論点を覚えることにとらわれるのではなく、論理的思考力を重視して学修を進めことにつながるため、今後も短答式試験の導入は不要と考える」との意見があり、また、「受験者にこれ以上の負担をかけないように願う。仮に、選択科目について単答式を導入するならば、倒産法

の場合、論文式を破産法に限るなど、負担軽減が必要だと思われる」、「受験生に勉強させるには、いい方法かも知れないが、在学受験が奨励される中、過重負担となるのではないか」といった、学生の負担が過剰になってしまう、という意見が見られ、短答式試験が倒産法には不要であることが共通理解となっていることが推察された。

在学中受験・CBT化等の制度変更について、まずは在学中受験については、昨年と同様「法曹コースを経て2年コースに入学した学生が、在学中受験をするためには初年度に倒産法を受験しなくてはならない。かなりの負担を強いられ、生煮えの状態で1年後に受験をせざるを得ない」という状況は、本来あるべき姿とは思われない」との意見に代表されるよう、消極的な意見が多く見られ、それゆえ「我々が司法試験を受けた頃は破産法のみであったことを考えれば、出題範囲をより狭くすべき」といった、範囲を絞るべき、との意見も昨年に引き続き見られている。CBT化についても、「CBT対応は法科大学院ごとの差があるという印象」、「大学の予算規模により、法科大学院でのCBT環境整備に明らかな差が出ていると思われるが、これらを各大学の自助努力に委ねることは不適切」といった形で、出題内容というよりも、法科大学院側の対応の必要性が問題視されている。また、令和7年に成立した譲渡担保法について、「今後倒産法においても、譲渡担保（さらには集合動産・集合債権譲渡担保）の出題をすることが現実的にできるのか（前提となる譲渡担保法について、法科大学院2年段階でどこまで学修させることができるのか）については、今後検討する必要があり、とくに民法・倒産法の出題との関係で、譲渡担保法についてどのような位置づけになるかは、できれば一定の指針が示されることが望まれる」との意見があった。

（5）租税法

回答を寄せた13校のうち、8校（61.5%）が「適切」、5校（38.5%）が「どちらかといえば適切」であり、「どちらともいえない」「どちらかといえば適切でない」「適切でない」は0校であった。昨年は「適切」が29.4%、一昨年は61.5%であった。租税法は隔年で高下する傾向があると昨年記したが、今回もその傾向に沿ったものとなった。

「適切」と評価した回答の中では、「分量・内容ともに標準的」、「基本的な素養を問う問題」、「事案が複雑過ぎず、また、基本的制度に関する条文への素直なあてはめを問う問題」、「誘導も丁寧」といったオーソドックスさへの好評価が目立つ。第1問より第2問が難しい印象を受けたという回答と、第2問より第1問が難しい印象を受けたという回答があり、素直に受け止めると、両問のバランスがとれていた、と理解できるであろう。

「どちらかといえば適切」と評価した回答の中では、「検討すべき点が多かった」、「基礎的知識でない知識や条文が必要」、「問題の分量が多い」、「180分という試験時間に対して、求められる作業量が多すぎる」という評価が目に付いた。

乱暴にまとめると、量が多すぎると思った回答は「どちらかといえば適切」を、多すぎる

と言うほどではない（または多いかもしれないが点数に差を付けるための措置であると受け止めたか？）と思った回答は「適切」を、付けた傾向にあるのではないか、と読める。

この点に関しては「どちらかといえば適切」の中で、「70点～60点代が少ないため、しっかり基礎を習得している者でも他の選択科目と比べて得点を伸ばしにくかったのではないか」という指摘が目を引く。別の回答者で「給与所得該当性を論じさせたりする点は、解答量を増やしており」という回答もあるところ、ありていにいえば、給与所得該当性、無駄に試験問題に登場させすぎている、という感触があることがうかがえる。給与所得該当性は、勉強していたら加点ポイントが書きやすい問題となるため、平均点を底上げすると思われるが、他方で、そこで時間を使わせるくらいなら、別のところで時間を使わせた方が、差が付く問題になるのではないか、と回答者は考えているのであろう、と推測される。

また、「適切」「どちらかといえば適切」両方に共通する指摘事項として、手続的事項も問うメッセージを発する問題になっている点を好評価の理由にする回答も複数あった。平成の頃は、租税法は手続を勉強しなくて良いという噂が（予備校で？）流れていたと仄聞するが、そういう噂を払拭することを出題者は試みており、回答者にもよく評価されている、ということであろうと理解できる。

「法人税法22条の2という新しい条文を積極的に出題した点を評価したい」という趣旨の回答も「適切」「どちらかといえば適切」両方にあったことも特記しておきたい。率直に言うと（これを書いている者は現在ロースクールで教えていないが）法人税法22条の2は新しい条文であり、かつ、法人税法22条に関する判例法理を条文化したという扱いであるため、法人税法22条のついでに22条の2にどれだけ授業の時間を割くかは、教員によつて差があるところであると思われる。

令和7年の問題量が多めであろうということと対比して、難易度に対する不満は、少しだけであった（「どちらかといえば適切」の中で第2問が「少し難しすぎる」という評価があった程度）。租税法教員（出題者を含む）の間で、どこが受験生にとって難しいか、ということについての相場観は、緩やかに形成されていると理解できよう。

なお、租税法は比較的採点実感を細かく書く方であると見受けられるところ、今回は、採点実感に絡めた回答は見当たらなかった。採点実感に対する不満はとりあえずないのであろうと推測される。

（6）経済法

経済法について、回答のあった法科大学院は17校（48.6%。昨年より1校の減少）で、無回答は18校（51.4%。昨年より1校の増加）であった。

問題が「適切である」と評価したのは6校（35.3%。昨年より2校の減少）で、6年連続で選択科目全体の平均値46.5%を下回った。「どちらかといえば適切である」と評価したのは6校（35.3%。昨年より1校の増加）であった。肯定的な評価をした法科大学院の数は昨

年より 1 校減少して 12 校で、回答のあった法科大学院の 70.6% にあたる。これは選択科目全体の平均値 84.5% を下回っており、選択科目の中で最も低い値である。

「適切でない」との回答は 1 校 (5.9%。昨年より 1 校の増加) で、「どちらかといえば適切でない」との回答は 1 校 (5.6%。昨年と同数) であった。否定的な回答は昨年より 1 校増加して、2 校となった。「どちらともいえない」との回答は昨年より 1 校減少して 3 校 (17.6%) であった。

問題の内容について適切であるとする意見は、最近の重要判例を基にした問題や、基本的な事項を理解していれば、問題文の事実をよく読むことで解答可能な問題であること、弊害要件で検討すべき様々な論点について、幅広く解答させる問題であること、独占禁止法の体系的理解・基本概念・基本的な論点に関する理解を問う問題であること、をその理由として挙げる。これに対して、第 2 問は適用条文の選択肢が多く、やや難易度が高いこと、第 1 問の設問 2 は、出題趣旨からみて適切な事例か疑問があること、事実関係や用語が複雑で込み入っており、読解能力をはかる試験なのかとの印象を与えること、第 1 問は、法条選択が容易で、事実関係から論じることのできる論点を欠いている点で、応用問題としては不十分であること、という問題を指摘する意見もあった。

出題趣旨については、第 1 問の出題趣旨において、独禁法第 8 条第 4 号の「不当に」が、公正競争阻害性のうち自由競争減殺のおそれを意味するとの説明は、不公正な取引方法と混同させるものであり、不適切である、との意見があった。また、第 1 問の設問(2)における市場の画定方法に関する出題趣旨の説明に関して、疑問を提示する意見があった。

「当該科目の試験のあり方についてのご意見」では、在学中受験を今後続けるならば選択科目は窮屈になり、それをどうするかが課題となるとの意見があった。CBT 化については、経済法は解答量が多く字数制限の緩和が必要であるとの意見、CBT ソフトの開発が遅れて不正行為の対策が不十分であったことから、実力を発揮できない学生が出てくることを懸念する意見、実際の受験生の意見を聞いた上で改めて検討すべき問題であるとの意見、経済法は参照すべき法律条文が少ないことから、あまり影響がないとの意見があった。

(7) 知的財産法

知的財産法について回答があったのは 16 校であった。出題内容について「適切」とするのが 10 校 (62.5%。昨年度は 60.0%), 「どちらかといえば適切」とするのが 6 校 (37.5%。昨年度は 26.7%), 「どちらともいえない」とするのが 0 校 (0%。昨年度は 6.7%), 「どちらかといえば適切でない」とするのが 0 校 (0%。昨年度は 6.7%), 「適切でない」とするものは 0 校 (0%。昨年度も 0%) であった。全回答が「適切」・「どちらかといえば適切」とするもので、前年度よりも更に肯定的評価が増加した。そのような評価の理由としては、基礎的な内容であることに加え、適度な応用を求めており思考力が問われていること、実務上

想定しうる事例であることなどが指摘されている。

択一式試験については、現状通り不要とする意見が多数であった。その主たる理由としては、現状で十分に知識を問うものとなっていることや、受験者の負担増への危惧が挙げられている。

試験のあり方についての意見の中では、在学中受験との関係でのものが多く見られた。在学中受験の受験生が十分な学習をしないことへの懸念やカリキュラム上の工夫の必要が指摘されている。一部には、これを踏まえて、司法試験における出題範囲やレベルを基本的なものに限るべきであるとの指摘が見られた。

(8) 労働法

労働法について回答があったのは、21校で、無回答は14校、回答率は60%で、昨年の52%を上回り、選択科目内の回答率と比較すると高い水準である。回答校21校のうち、「適切」と回答したのが9校（約42%）、「どちらかといえば適切」と回答したのが9校（約42%）であり、両者を合わせると18校（約85%）が肯定的に評価している。昨年度も「適切」、「どちらかといえば適切」と回答した割合が84%であったことから、ここ数年は高い割合で高評価がなされている。その他「どちらともいえない」としたのは3校（約14%）、「どちらかといえば適切でない」が0校（0%）、「適切でない」が0校（0%）であり、これらも例年と同様の水準である。

本年度の論文式試験の内容については、近年の判例・裁判例をベースとした基本的・応用的論点を含むものであるとして、肯定的に評価する回答が多かった。否定的な回答としては、「通説・判例にしたがった出題・採点が行なわれているが、通説・判例に問題がある場合にそれを前提とした問題を作り、通説・判例を暗記、再現できた受験生を合格とすることで、この法分野に未来があるのかという思いを払拭することができない」、「契約終了後の競業避止特約が公序に反するかどうかに関する判断基準は、労働関係と関係なく適用されているものですので、それを労働法の問題として出題することにはいささか疑問があります」といったものがあった。一方、「出題内容は大変良いと思われるが、量的には相当多くのことを書かかねばならない印象であり、時間内に完成答案にするのはかなり難易度が高いようにも感じた」、「試験時間との関係で全体として分量が多く、時間内で出題の趣旨に適う解答をするのが難しいのではないかとも思った」、「例年と比べて問題文が長い。他の選択科目と比べて問題文が顕著に長い」など、分量の多さ・長さを指摘する意見も多数あり、内容と分量の良いバランスを考える必要性が指摘されている。

出題趣旨・最低ライン点の設定についての意見について、第1問に対しては、「広島中央保健生協事件の規範を用いないと減点のようであるが、出題趣旨が自ら認めるように、上記

判例はあくまでも軽易業務転換の事案である。これを規範として明確に提示していなくても、均等法や育介法の条文の「理由として」という文言へのあてはめがきちんとできていれば合格点を与えるべきではないかと考える。また「参照されるべき規範ではないことの理由の説明」まで求めるというのはあまりに過大な要求である」、第2問に対しては、「予告義務違反のストライキの正当性に関する論点は最高裁判決もなく下級審判決の立場も分かれていることから、どのような検討をすれば評価されるのかがわかりにくい」との指摘がある。また、労働法分野では、2問中1問が個別の労働関係法から、もう1問が集団的労働関係法から出題されることになっているが、これに対しては、「団体法を必ず独立した1問として出題すると難問化する。団体法の論点は、個別法と融合するような問題とすればよい」、「今回の出題に固有の問題ではないが、集団的労働法の設問については、論点数をやや絞り、各論点に対する理解の深度をより的確に測定できるような、よりシンプルな構成とすることも一案であると考える」との指摘があった。

短答式試験の影響についての意見としては、「選択科目こそ短答式試験とし、筆記試験は不要としてよいのではないか。労働法は本来すべての法曹に基礎的素養としてもっておいてもらいたい」と短答式導入に肯定的な回答がある一方で、「労働法は特性上、短答式試験との相性がかならずしも良いとは言い難い面がある。条文知識の機械的な再生よりも、事案を踏まえた規範形成能力や理由付けの質が重視される領域であることを踏まえると、短答式試験を新たに導入すべき必要性は、現時点では特に感じていない」との否定的な回答もあった。

労働法試験のあり方について、今年度はやはり CBT 化に伴う意見が多くみられた。CBT 化は当然の流れである、定期試験でも PC を用いて行う必要がある、という意見がある一方で、「字数が固定されている CBT 方式では、1問（90分相当）の解答を答案4枚分（30字×92行）に収めるのが大変になりそうである。必修科目（120分）の答案8枚分に比べて答案用紙が短すぎる、あるいは必修科目と同様に2時間で1問にしてはどうか等、検討を要するのではないか」、「パソコンの習熟度合いで結果に大きな差が生じることはできるだけ避けるようにしたほうがいい」、「CBT 化の進展に伴い、学生が答案構成に十分な時間を割きにくくなり、思考過程を丁寧に整理しながら論述する力がやや発揮されにくくなっている印象がある」等の回答があった。また在学中受験に関して、「在学中受験後、3年次後半の教育内容が課題と考える」、「また、在学中受験が常態化することで、同一授業内に司法試験合格者と見合格者が混在する状況が生じる。前者への過度な期待や「迷信」がかえって学習環境に影響を及ぼしたり、後者に対する心理的配慮が求められたりするなど、教育運営上の新たな課題が生じ得る。これらの点を踏まえると、学習段階に応じたクラス編成や指導方法の工夫も検討課題となるであろう」と、教育面での課題が指摘されている。

(9) 環境法

今年度は、10校から回答を得られた。そのうち、「適切」とするものが6校(60.0%)、「どちらかといえば適切」とするものが4校(40.0%)であった。肯定的な意見が100%を占めており、昨年度の83.3%を上回っている。

高評価が得られた主な要因は、基本的な事柄を問う素直な問題であったということにあろう。それと同時に、制度趣旨の理解など、表層的ではない学修が求められているという評価もある。その一方で、誘導しながら問うために設問が小分けされたことにより、問題の量が増えて負荷が増大したとの指摘がなされている。また、行政法の試験との線引きが困難である、問題文で示された情報量の制約ゆえ、結果として学部レベルの行政法の知識を問うような問題となってしまったものがある、との指摘もなされている。

出題趣旨については、より丁寧な説明を求める回答が複数あった。

短答式試験の影響については、見解が大きく分かれた。短答式と論文式の両方を出題するのは現実的に不可能であり、受験勉強時間の確保の問題に配慮するならば論文式を廃止して短答式のみとすることもありうるとするもの、環境法は民法および行政法の基礎をふまえてこそ理解が深まる分野であることから短答式試験は必要であるとするもの、小問の一部で出されているような条文問題については短答式で代替してもよいとするもの、その一方で、個別行政法規としての環境法令の理解を問うにあたり短答式はそぐわないとするものがあった。

試験のCBT化につき、環境法という科目の性質との関係では、条文が重要であること、また、複数の法律が関係する場合があることを考慮に入れると、画面上での操作の便宜の問題があること、また、それが他の選択科目との関係でハンディとなり得ることなどが指摘されている。

在学中受験に関しては、受験準備期間が短くなり、選択科目の学習時間がさらに減るであろうことから、より基礎的な事柄を問う出題を求める意見があった。

(10) 国際関係法（公法系）

アンケートへの回答は14校(40.0%)からあり、無回答は21校(60.0%)であった。昨年と同じ回答率である。出題について「適切」と評価するものは7校(50.0%)、「どちらかといえば適切」であるとするものは5校(35.7%)で、合計12校(85.7%)が肯定的な評価をしている。「どちらともいえない」とするのは、2校(14.3%)であった。他方で、「どちらかといえば適切でない」、「適切でない」という消極的な回答はなかった。「適切」と「どちらかといえば適切」の合計割合は、昨年度の合計8校(57.1%)から大幅に増加しており、おおむね適切な出題内容であったと評価されていると言える。

選択科目全体において、「適切」「どちらかといえば適切」の合計割合の平均は84.5%であ

るから、これと比較しても肯定的な評価が高くなっている。昨年度は肯定的評価が選択科目8科目中最も低かったことを考えると、出題内容は大幅に改善されたと評価できる。

自由記載の具体的な意見を見ると、出題趣旨・最低ライン点の設定については、全体として肯定的な評価が多く寄せられている。とりわけ、国際法の基本的事項を中心に、条約法・国際人権法・海洋法といった主要分野の構造理解や基本判例の知識を前提として解答可能な問題構成であった点が評価されている。「出題趣旨と解答すべき内容が明確であり、受験生の学習成果を素直に測ることができる」との意見も見られ、近年指摘されてきた設問の読み取りにくさが本年度は相当程度改善されたとの評価が示されている。

他方で、いくつかの設問については、理論的整理や実務上の理解との関係で疑問が呈されている。とくに、留保に対する異議の法的根拠の問われ方について、「一般的な国際法の理解からすると問い合わせの立て方が分かりにくい」とする指摘や、出題趣旨が想定する議論の枠組みと受験生の理解との間に齟齬が生じうるとの懸念が示された。また、設例の前提関係について、条約の留保状況等が明示されていない点を問題視する意見もあり、問題文の前提条件をより明確に示す工夫を求める声が見られる。

最低ライン点の設定に関しては、選択科目である国際関係法（公法系）にまで一律の最低ラインを設ける必要性に疑問を呈する意見があり、「当該科目の成績のみをもって法曹としての適性を判断すべきではない」との指摘もなされている。一方で、基本事項を的確に問う出題方針自体については概ね支持されており、今後もこの傾向を維持することを望む意見が複数見られた。

短答式試験の有無が当該科目に与える影響については、意見が分かれている。学生の学習状況との関係では、「短答式がないため、選択科目の学習が後回しになりがちである」との現場感覚を示す意見がある一方、「論文式試験のみであっても、正確な知識の有無は十分に確認可能である」として、短答式試験の必要性に否定的な見解も示されている。また、短答式試験があることにより、基本的知識の確認や自己の理解度の把握に資するという学生側の肯定的評価が紹介される一方で、教育内容や論文式試験の在り方そのものに大きな影響を及ぼしているとの認識は必ずしも共有されていない。総じて、短答式試験の導入・非導入それ自体よりも、限られた学習時間の中でどのような能力を測定すべきかという観点から、試験制度全体との整合性を検討すべきであるとの問題意識がうかがわれる。

試験のあり方等に関連しては、在学中受験制度の定着を背景として、選択科目に割く学習時間の制約を強く意識する意見が多数寄せられた。とりわけ、国際関係法（公法系）は「短期間での体系的理解が難しい科目」と受け止められやすく、受験者数の減少につながることへの懸念が示されている。その意味で、本年度のように基本的論点に絞った出題は「非常に望ましい」と評価されており、過度な難化や範囲拡大は学生の負担を過大にするとの指摘が見られた。

CBT方式に関しては、答案作成の利便性や可読性の向上といった肯定的側面が指摘される一方、操作への習熟度による有利不利が生じないよう配慮を求める意見や、六法・メモ機

能の取扱いなど試験環境の具体像を早期に明示すべきであるとの要望が示されている。また、在学中受験の広がりにより、試験対応型の学修が優先され、科目本来の学びが損なわれることへの懸念も共有されており、教育とのバランスをいかに確保するかが今後の課題として浮き彫りとなっている。

(11) 国際関係法（私法系）

国際関係法（私法系）についての 17 校の回答のうち、適切と評価するものが 6 校 (33.3%)、どちらかといえば適切であるとするものが 7 校 (38.9%) であった。他方で、どちらともいえないとするものが 3 校 (16.7%)、どちらかといえば適切でないとするものが 2 校 (11.1%)、適切でないとするものが 0 校 (0.0%) であった。

こうした割合を昨年度と比較すると、適切と評価するもの、どちらかといえば適切と評価するもの、それぞれが減少しており（それぞれ 45.5% から 33.3%、50.0% から 38.9%）、積極的な評価が全体として減少している（95.5% から 72.2%）。また、どちらともいえないとするものについても増大し（4.5% から 16.7%）、適切でないとするものこそ昨年同様に無かったものの、どちらかといえば適切でないとするものが、昨年には無かったにもかかわらず、今年度には出てきている（0.0% から 11.1%）。

このようにみてみると、全体として評価が下がったと言わざるを得ない。その原因として具体的には、第 2 問において扱われた失踪宣告について、難易度、事実関係の複雑性、求められる記述量という点において、司法試験受験生に負担が重すぎたのではないかという点に批判が集まっている。また、出題分野に偏りがあるのではないかといった批判もある。難問や奇問が無いこと、基本と応用のバランスがよいことには高い評価が与えられているのであるから、上記批判も勘案し、来年度以降、評価の回復を望みたい。

司法試験等検討委員会（50 音順）

浅妻 章如（立教大学）　浅野 博宣（神戸大学）　天野 晋介（東京都立大学）
大澤 逸平（専修大学）　小幡 純子（日本大学）　棚橋 洋平（早稲田大学）
早川 徹（関西大学）　早川 吉尚（立教大学）　古谷 修一（早稲田大学）
堀田 周吾（東京都立大学、主任）　南 由介（日本大学）　横内 恵（亜細亜大学）

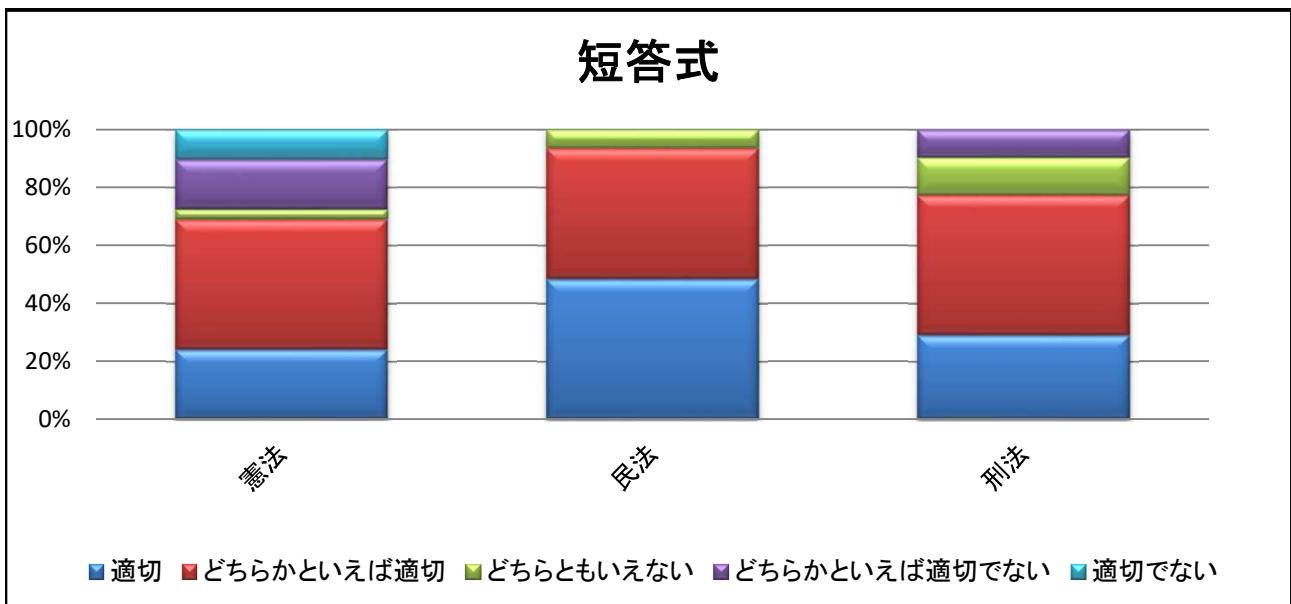
令和7年司法試験アンケート回答データ(* 小数点第2位を四捨五入)

		適切	どちらかといえど適切	どちらともいえない	どちらかといえど適切でない	適切でない	回答合計	無回答	総計	評価abの回答割合
全体		195	170	35	17	4	421	209	630	80.2%
		46.3%	40.4%	8.3%	4.0%	1.0%	66.8%	33.2%		
短 答 式 に つ い て	短答全体	31	42	7	8	3	91	14	105	69.0%
		34.1%	46.2%	7.7%	8.8%	3.3%	86.7%	13.3%		93.5%
	憲法	7	13	1	5	3	29	6	35	77.4%
		24.1%	44.8%	3.4%	17.2%	10.3%	82.9%	17.1%		88.5%
	民法	15	14	2	0	0	31	4	35	91.0%
		48.4%	45.2%	6.5%	0.0%	0.0%	88.6%	11.4%		100.0%
	刑法	9	15	4	3	0	31	4	35	84.6%
		29.0%	48.4%	12.9%	9.7%	0.0%	88.6%	11.4%		83.9%
	論文全体	164	128	28	9	1	330	195	525	92.9%
		49.7%	38.8%	8.5%	2.7%	0.3%	62.9%	37.1%		96.2%
論 文 式 に つ い て	必修全体	104	79	13	5	0	201	44	245	87.1%
		51.7%	39.3%	6.5%	2.5%	0.0%	82.0%	18.0%		93.8%
	公法系	18	9	0	0	0	27	8	35	74.3%
	憲法	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	77.1%	22.9%		80.0%
	行政法	14	8	3	1	0	26	9	35	50.0%
		53.8%	30.8%	11.5%	3.8%	0.0%	74.3%	25.7%		82.0%
	民事系	13	13	3	2	0	31	4	35	61.5%
	民法	41.9%	41.9%	9.7%	6.5%	0.0%	88.6%	11.4%		71.4%
	商法	14	12	2	0	0	28	7	35	50.0%
	民事訴訟法	16	9	1	0	0	26	9	35	61.5%
刑事系	刑法	14	13	2	2	0	31	4	35	45.2%
		45.2%	41.9%	6.5%	6.5%	0.0%	88.6%	11.4%		55.0%
	刑事訴訟法	15	15	2	0	0	32	3	35	46.9%
		46.9%	46.9%	6.3%	0.0%	0.0%	91.4%	8.6%		50.0%
	選択全体	60	49	15	4	1	129	151	280	46.5%
		46.5%	38.0%	11.6%	3.1%	0.8%	46.1%	53.9%		78.9%
	倒産法	8	7	3	1	0	19	16	35	57.1%
		42.1%	36.8%	15.8%	5.3%	0.0%	54.3%	45.7%		60.0%
	租税法	8	5	1	0	0	14	21	35	35.3%
		57.1%	35.7%	7.1%	0.0%	0.0%	40.0%	60.0%		48.6%
	経済法	6	6	3	1	1	17	18	35	62.5%
		35.3%	35.3%	17.6%	5.9%	5.9%	48.6%	51.4%		55.0%
	知的財産法	10	6	0	0	0	16	19	35	60.0%
		62.5%	37.5%	0.0%	0.0%	0.0%	45.7%	54.3%		50.0%
	労働法	9	9	3	0	0	21	14	35	60.0%
		42.9%	42.9%	14.3%	0.0%	0.0%	60.0%	40.0%		55.0%
	環境法	6	4	0	0	0	10	25	35	60.0%
		60.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	28.6%	71.4%		50.0%
	国際関係法(公法)	7	5	2	0	0	14	21	35	50.0%
		50.0%	35.7%	14.3%	0.0%	0.0%	40.0%	60.0%		45.7%
	国際関係法(私法)	6	7	3	2	0	18	17	35	33.3%
		33.3%	38.9%	16.7%	11.1%	0.0%	51.4%	48.6%		40.0%

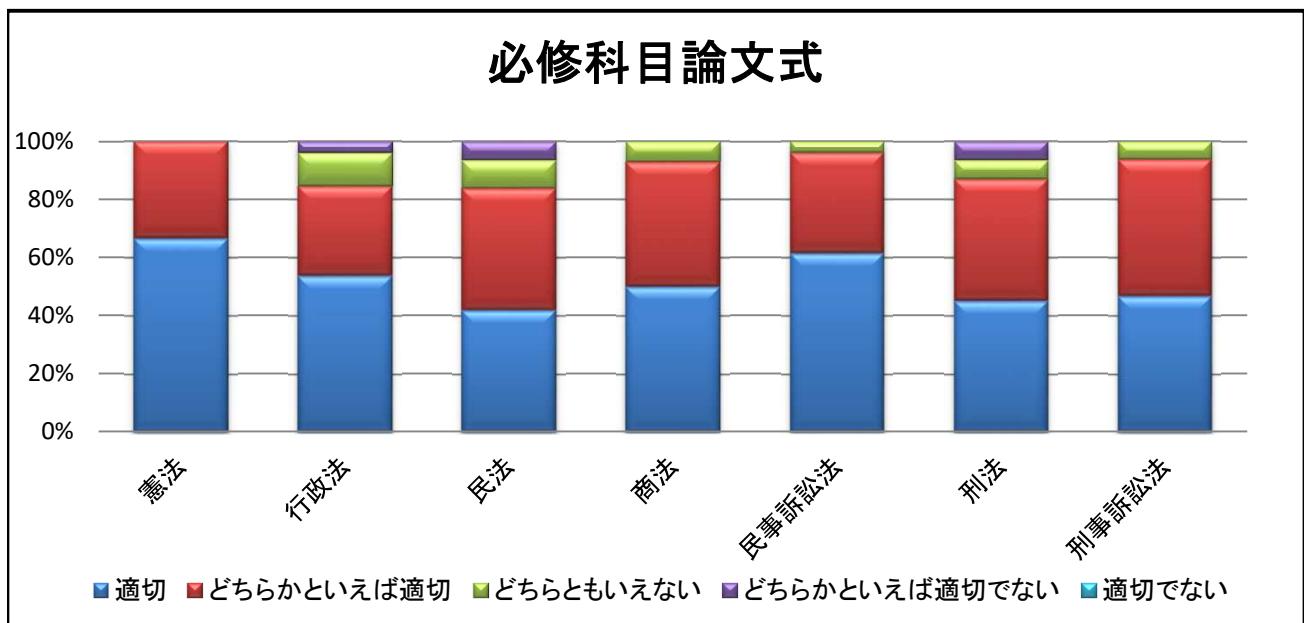
全35校中35大学から回答あり。

回答種別の%は、回答数に対する比率を表示している。

	短答式				
	適切	どちらかといえば適切	どちらともいえない	どちらかといえば適切でない	適切でない
憲法	7	13	1	5	3
民法	15	14	2	0	0
刑法	9	15	4	3	0



		必修科目論文式				
		適切	どちらかといえれば適切	どちらともいえない	どちらかといえれば適切でない	適切でない
公法	憲法	18	9	0	0	0
	行政法	14	8	3	1	0
民事系	民法	13	13	3	2	0
	商法	14	12	2	0	0
	民事訴訟法	16	9	1	0	0
刑事系	刑法	14	13	2	2	0
	刑事訴訟法	15	15	2	0	0



		選択科目論文式				
		適切	どちらかといえば適切	どちらともいえない	どちらかといえば適切でない	適切でない
選択科目	知的財産法	10	6	0	0	0
	労働法	9	9	3	0	0
	租税法	8	5	1	0	0
	倒産法	8	7	3	1	0
	経済法	6	6	3	1	1
	国際関係法(公法系)	7	5	2	0	0
	国際関係法(私法系)	6	7	3	2	0
	環境法	6	4	0	0	0

